

身体上又は精神上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある高齢者等(養護者を含む。)に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認等のサービスを、通所方式で提供する施設

医療ケアを必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とし、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指した施設

入浴、排泄、食事の介護・提供その他日常生活に必要な便宜の供与をする事業

老人福祉施設、認知症高齢者グループホームなどではないもの

入居者10人前後の日常生活の領域を一つのユニットとして位置づけ、各ユニットに個室と他の入居者や介護スタッフと交流するための居間(共同生活室)があり、他の入居者や介護スタッフと共同生活をしながら、入居者の個性や生活リズムに応じて暮らしていけるようにサポートしていく介護手法

既存住宅において、そこで暮らす高齢者等の身体状況に応じて、開口部や通路の有効幅員、段差等の日常生活上の障がいを除去することによって、高齢者等がなるべく在宅のまま住み続けられることを目的とした住宅改造

高齢者や障がいのための施設やサービスに関する

1. 「施設入所支援」は、障がい者支援施設の入所者に対して、主として夜間における入浴や食事等の介護を行うサービスである。

2. 「福祉ホーム」は、現に住居を求めている障がい者に対して、低額な料金を、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設である。

3. 「軽費老人ホーム(ケアハウス)」は、急性期の医療が終わり、病状が安定期にある患者のための長期療養施設である。

4. 「小規模多機能型居宅介護」は、在宅の高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活が継続できるように支援することを目的として、通所を中心とし、随時の訪問による介護や短期間の宿泊等を組み合わせた介護サービスである。

高齢者、障害者等の利用に配慮した建築物の計画に関する、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省)」に照らして、

1. 公民館の便所において、車椅子使用者用便房における便器洗浄ボタンは、ペーパーホルダーの直上に設置した。

2. 博物館の便所の計画において、乳幼児用おむつ交換台等の乳幼児連れ利用者に配慮した設備は、利用者の分散を図る観点から多機能便房に設けることは避け、男性用及び女性用の便所内にそれぞれ設けた。

3. ホテルのエレベーターにおいて、エレベーターの籠内の階数ボタン等の点字表示は、ボタンが縦配列であったので、それぞれのボタンの右側に設けた。

4. 庁舎の避難設備・施設の計画において、利用者が安全に救助を待つための一時待避スペースを階段室内に設け、待避した際に助けを求めたり状況伝えたりするためのインターホンを設置した。

高齢者施設に関する

1. 認知症高齢者グループホームにおいて、家庭にできるだけ近い環境で生活できるように、1ユニットの定員を8人とした。

2. 小規模多機能型居宅介護施設において、要介護者が短期間宿泊するための宿泊室は個室とし、その床面積を、1室当たり10m2とした。

3. 二つのユニットを有する個室ユニットケア型特別養護老人ホームにおいて、隣接するユニットの共同生活室は共用として、二つのユニットが一体的に使えるようにした。

4. 個室ユニットケア型特別養護老人ホームにおいて、入居者の個室内にトイレを設けない場合、排泄リズムの重なる場合が多いことを配慮し、個室からトイレに至る動線を短くし、トイレを個室3部屋に対し一つ以上設けた。

H26 (No. 16)

老人デイサービスセンター

有料老人ホーム

民間主体

ユニットケア

ハウスアップテーション

H27 (No. 16)

R元 (No. 9)

R3 (No. 16)

日常生活をひちくりに位置づけ

日常生活をひちくりに位置づけ

高齢者施設

居住系施設

ハウスアップテーション

用語

保険適用

保険非適用

認知症高齢者グループホーム 5~9人

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

ショートステイ

介護老人保健施設

シルバーハウジング(公営)

経費老人ホーム

障がい者支援施設

福祉ホーム

65歳以上対象
常時介護が必要
従来型
ユニット型
居室ごとまたは共同生活室ごと適当数
いずれのユニットに属するもの
在宅介護が困難

短期入所生活介護
短期入所療養介護
機能訓練
急性期の医療が終わり、病状が安定期にある患者のため

看護、介護
家庭への復帰を目指す

低額な料金
サービス付き高齢者向け住宅
有料老人ホーム
ケアハウス
A型 給食、収入で幅有り
B型 自炊、軽微な利用料
C型 養護老人ホーム

施設入所支援 夜間、早朝
日中活動系サービス
低額 日常生活に必要な便宜

面積基準
医療病床 6.4㎡/人
介護老人保健施設 8.0㎡/人
特別養護老人ホーム 10.65㎡/人
ケアハウス 21.6㎡/人

廊下幅：3m以上が望ましい
回遊通路：徘徊性痴呆
2階以上でEV設置義務

便所：引き戸、外開き
照度：健常者の1.5倍

ADL訓練(日常動作訓練)

通所介護

日常生活の自立補助

通所リハビリテーション

ショートステイ

デイサービスとショートステイの組合せ

宿泊室；原則、個室→7.43㎡以上

老人福祉センター

地域包括支援センター

老人介護支援センター

在宅介護支援センター

訪問介護ステーション

在宅介護支援センター